



平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件 直送済

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第14準備書面

(平穩生活権に避難後の生活を含むか)

2014(平成26)年7月7日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌

外

第1 平成26年6月18日付釈明事項に関する回答

「平穩で安全な生活を営む権利」は、避難前だけでなく、避難後の生活も含む趣旨である。

第2 内容及び根拠

- 1 本件で原告らが被った被害は、いわば「地域での元の生活をまるごと奪われたこと」であり、これを法的に捉えれば、「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害といえる(甲Cの1参照)。
- 2 ところで、原告らは、訴状(74頁)において、「放射能汚染のない環境下で、生命・身体を脅かされずに生活する権利」という表現を用いたが、これは、放射能汚染のない環境下に避難すれば侵害がなくなる権利として定義付けたわけではない。上記表現の趣旨・内容は、避難前の生活における不利益はもとより、

避難後の生活で生ずる多様かつ複雑な不利益も、放射能汚染のない環境下での生活を求めざるを得なかったがために生じたものであり、結局、「放射能汚染のない環境下で、生命・身体を脅かされずに生活する権利」の侵害に帰着するという意味であり、避難後の生活も含まれるという趣旨である。

- 3 「平穏で安全な生活を営む権利」を避難前と避難後で分断すべきでないのは、原告らが被っている被害の実態をありのままに受け止めるためにはそのように解さざるを得ないからである。

すなわち、訴状第5章（訴状63頁以下）や原告第9準備書面でも述べたように、本件において原告らが被った被害は、避難により生活基盤を失った苦痛、避難先での厳しい生活による苦痛、さらに将来の健康不安、同居していたり近所に住んでいた家族や親戚らとの別離、これまで培ってきた生活の基盤を失ってしまったことへの葛藤や後悔、将来の展望が見えないことへの不安や焦燥、ふるさとの喪失（ないし変容）等である。

そして、原告らには、これらの被害が、避難前と避難後を通じて、継続的かつ長期にわたり、一斉にまたは連続的に生じ、しかも、それらの被害が複雑に絡み合っただけで原告らの苦難を増幅しているものと解されるのである。

例えば、「避難による失職」という点に着目すると、避難前から被ばくの不安を抱え、避難したことにより従前の職を失った場合、被ばくによる健康不安は避難によって完全に解消されるわけではなく、そこに、失職そのものによる生甲斐の喪失や、収入の喪失による不安が重なってくる。しかも、避難生活という不安定な状況で新たな職を見付けるのは極めて大きな負担であり、幸いにして就職先が見付かっても、避難前と同程度の収入を確保することは極めて困難である。そのような過酷な避難生活が続く中で、ふるさとに戻れるかどうかも分からず、先行きの見通しが全く立たないという不安に覆われているのである。このように、「避難による失職」という点に着目しただけでも、避難前と避難後を分断することは、実態にそわないのである。

4 以上のおり、「平穩で安全な生活を営む権利」は、避難前だけでなく、避難後の生活も含まれる。

なお、この論点については、「平穩で安全な生活を営む権利」という権利の内容そのものをもう少し検討する必要があると思われるので、追って主張を補充することとしたい。

以上